

一 姥堂川
但老組二而相勤

一 遠田掘井穴田堰
新井堰出水共二
但老組二而右堰相勤

一 田中川筋
栗生沢 宇津野 元屋敷 小原新田
村松新田 高畑中村 上三宮 日中金屋

吉志田 赤崎新田 黒川野辺沢 上野 針生 鷺田 下谷地
根岸 五目小荒井
右老組二而勤

一 濁川筋
熱塩 讓屋 五分 一半在家 五百 百木 田中 上三宮
下三宮 小荒井 坂下 大荒井 鷺田
右老組二而勤

一 会津郡
南蒲原組 中荒井組 原組 高久組 橋瓜組
黒川

この覚書は、百姓に対する税の徴収を、いかに平等 合理的に考え、計算する方法を書き印したものです。又水資源の管理や修理の担当地区等が記されています。仲々全部理解する事は困難ですが、わかる範囲で解読してみました。全体の1-3が終ったところです。のこりは又次の機会に発表したいと思います。

この覚書は館坂内和夫氏宅所蔵の古文書です。